

# 鋼船規則 N 編及び関連検査要領における改正点の解説 (IGC コードの改正 (MSC.566(109)関連) 及び関連規定の見直し (機関関連))

## 1. はじめに

2025 年 12 月付一部改正により改正されている鋼船規則 N 編及び関連検査要領中, IGC コードの改正 (MSC.566(109)関連) 及び関連規定の見直し (機関関連) に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は鋼船規則検査要領に関する改正が 2026 年 1 月 1 日, 鋼船規則 N 編に関する改正が 2026 年 7 月 1 日にそれぞれ施行される。

## 2. 改正の背景

本会は, 液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則 (IGC コード) を, 鋼船規則 N 編に取り入れている。

近年, ゼロエミッション燃料としてアンモニアに注目が集まっており, アンモニア運搬船についてもアンモニアを機関の燃料として使用するプロジェクトがある。一方で, IGC コードの第 16 規則では毒性貨物は燃料として使用できない旨の規定があり, アンモニアの使用の可否が IMO において審議された。審議の結果, LNG と同等の安全性が確保されることを条件に, アンモニアの燃料としての使用を認める IGC コードの改正が合意され, 2024 年 12 月に開催された IMO 第 109 回海上安全委員会(MSC109)において MSC.566(109)として採択された。このため, MSC.566(109)を取り入れるため関連規則を改めた。

併せて, 関連規定の見直しを行い, 二元燃料ボイラのバーナに関する規定を改めた。

## 3. 改正の内容

主な改正の概要は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 N 編 16.9.1 の燃料として使用できない毒性貨物の規定を, MSC.566(109)に基づいて改めた。この改正により, 毒性貨物と規定されタイプ 2G/2PG 船に積載することが要求される貨物 (アンモニア等) は, 天然ガスと同等の安全性が確保され, 主管庁が認めた場合には燃料として使用できることとなる。なお, 改正規則中で引続き燃料として使用できない旨規定しているタイプ 1G 船 (プロダクトの漏洩を防止するために最高の予防措置が要求されるプロダクトを運送しようとする船舶) に積載することが要求される貨物とは, 塩素, 酸化エチレン, 臭化メチル, 二酸化イオウを指す。
- (2) かつての IGC コードでは, 二元燃料ボイラは燃料油バーナによって点火する旨規定されていた。当該規定は MSC.370(93)で改正され, ガス燃料に直接点火する方式のバーナも使用できることになっている。このため, 鋼船規則検査要領 GF 編附属書 2 の 2.3 及び 3.1.1 並びに同 N 編附属書 2 の 2.3 及び 3.1.1 の二元燃料ボイラの規定が, 燃料油バーナによる点火を前提とした記述となっていたため改めた。